

中小企業信用保険法第2条第5項第5号(イ)の規定に基づく認定について

売上高等が減少している特定業種の中小企業者を支援するための措置です。

< 認定の要件 >

- ・申請者が、法第2条第5項第5号の規定による経済産業大臣の指定を受けた業種に属する事業を行う中小企業者。
- ・最近3ヶ月間の売上高又は販売数量（建設業にあっては、完成工事高又は受注残高。以下「売上高等」という。）等が前年同期の売上高等に比して5%以上減少している中小企業者。
※菰野町で認定できるのは、町内に事業所の登記がある法人、町内に住所及び事業所のある個人事業主です。

< 売上高の確認・必要書類 >

- ・売上高確認のため、申請書・添付書類とともに下記必要書類をご提出ください。

必要書類

	法人	個人	
1	○	○	認定申請書1通
2	○	○	売上高確認票
3	○		商業登記簿謄本の写し（3か月以内発行のもの）
4		○	確定申告書の写し
5	○	○	許認可証の写し（許認可が必要な業種についてのみ）
6	○	○	災害等の発生における最近1か月の売上高と前年同期の売上高がわかる書類（試算表や売上台帳など）
7	○		決算書等の写し（※必要に応じて）
8	○	○	委任状（金融機関等による代理申請の場合・任意書式）

< 留意事項 >

- ・認定書の有効期間は30日間になります。有効期間を超過しますと再度申請をしていただくこととなりますのでご注意ください（申請方法はお問い合わせください）。
- ・認定を受けた後、認定書の有効期間内に金融機関又は信用保証協会に対して、経営安定保証関連の申し込みを行うことが必要です。

受付：菰野町 観光産業課 観光商工推進室 電話 391-1129